

令和4年2月7日

関係各位

京都府商工労働観光部長

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱いについて

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和4年2月2日付けで、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日事務連絡）の一部改正において、同居家族である濃厚接触者の取扱いが見直されました。

濃厚接触者の取扱いの概要について、別紙のとおりとりまとめましたので、貴団体会員企業・事業所の皆様に対して、下記の内容を周知いただきますようお願いいたします。

記

<濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱いについて>

● 現状

陽性者の濃厚接触者の待機期間については、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間（8日目解除）

● 改正の内容<概要>

▶ 濃厚接触者である同居家族等の待機期間について

- ・検査陽性者の発症日（陽性者が無症状の場合は検体採取日）

又は

- ・当該陽性者の発症等により、※住居内での感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする。

ただし、当該同居家族の中で別の家族が発症した場合は、改めてその発症日を0日目として起算する。

※「住居内での感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク、手洗い、物資等の共用回避、消毒等を想定しており、厳格な隔離等を行うことまで求めることではないこと。

<お問い合わせ先>

- きょうと新型コロナ医療相談センター TEL：075-414-5487
(365日24時間、京都府・京都市共通)

詳細は、京都府ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者である同居家族等の待機期間の取扱いについて

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/doukyonoukoutaikikikan.html>

新型コロナウイルス感染に不安のある皆さまへ（濃厚接触者Q&A）

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/corona/qa.html>